

感染対策向上加算に係る掲示

当院をご利用いただく皆様が安心できる医療を提供するため当院は厚生労働省が定める感染対策向上加算3の施設基準を満たし、当該診療報酬の算定を令和7年8月1日より開始しております。

患者様やご家族、当院職員、その他来院者等を感染症の危険から守るため、感染防止対策に取り組んでおります。

感染防止のため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※感染管理者である院長が中心となり従業員で院内感染対策を推進します。

※院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。

※感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します。

※標準的予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、全職員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。

※感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

※感染対策向上加算は患者様1人につき、入院初日及び入院期間が90日超えるごとに1回75点を算定します。

医療法人松野敬愛会
能代病院 院長